

新行政改革大綱第3次アクションプラン 《平成22年度進捗状況》

1.市民とともに歩む行政運営

構成要素	通番号	プログラム名	改革の視点	プログラムの概要 (平成22年4月1日現在)	計画期間における目標 (22年度～25年度)	25年度までの進め方				22年度取組内容に対する ①達成状況と成果 ②今後の課題と対応	プログラムの 取組状況	所管
						22年度	23年度	24年度	25年度			
更なる連携・協働	1	1%支援制度の活用	地域的な視点 業務運営の視点	ボランティア団体やNPOなど市民活動団体が実施する事業に対し、市民(個人市民税納税者)が、自ら支援したい団体を選び市に届出ることにより、納めた税額の1%相当額(団体事業費の2分の1が上限)を市から団体に補助金として交付して支援するもの。納税に対する意欲を高め、市民活動団体の活動を支援し促進していく目的で実施している。 本プログラムでは、1%支援制度の目的の達成にむけ、市民が当該制度に一層参加を促すような周知方法や情報提供を行うとともに、これまでの実績から制度の検証に取り組みながら、1%支援制度のさらなる活用を図る。	地域づくりを主体的・能動的に行う市民活動団体への支援に参加する市民(納税者)の拡大、定着化を図り、納税者意識を高めることにより、市民と行政の協働によるまちづくりの意識、及び、公的サービスの提供を適切に分担しあう市民の役割分担意識の醸成を図る。 【目標設定時】平成21年度 有効届出人数:9,110人	→	→	→	→	<p>【①達成状況と成果】</p> <p>団体支援に参加した市民(納税者)の数は、有効届出人数8,893人で、事業目標10,000人を上回る結果ではなかったものの、事業目標達成率は89%であり、ほぼ、計画通りの成果が得られた。今後も引き続き更に多くの市民が届出に参加できるよう、取り組んでいく。</p> <p>【②今後の課題と対応】</p> <p>制度導入から6年が経過し、さらに多くの市民が参加できる仕組みとなるよう、制度の理解を深める取り組みを継続して行う。また、様々な課題(交付資格団体要件、事業要件及び事務手順等)を検証し、制度全体の見直しを行ったうえで、制度の更なる充実を図る。</p>	B	ボランティア・NPO課
情報の共有化による 市政参加・意見聴取	2	広報紙、Webサイト等 各広報媒体の活用	地域的な視点 情報政策的な視点 業務運営の視点	市民参加の行政運営には情報の共有化が不可欠であり、市では広報紙の発行やCATV広報番組、公式Webサイトの運営等を行っているが、現状では媒体ごとに個別に情報発信している。 また新聞未購読世帯の増加やIT弱者など、市政情報に接していない市民も多い。 そこで、各広報媒体の特性と市民ニーズを勘案した広報活動を、適切かつ一体的に展開して情報格差の解消に努める。 また、行政側からの一方的な発信ではなく、施策の周知と平行して、施策に対する意見を市民から引き出すことを主眼に置いた戦略的な広報活動を展開していく。	各広報媒体の一括的な運営と広聴活動と一体となった戦略的な広報活動の実施。	→	→	→	→	<p>【①達成状況と成果】</p> <p>平成22年4月からは、公式Webサイトの運営が情報政策部から移管されたことにより、広報紙などの紙媒体やCATVなどの映像媒体を含め、互いの長所を活かした補完関係を構築した。 ・広く親しまれている広報紙を情報発信の中心窓口として位置づけ、より詳細な情報提供は公式Web、行政イメージの向上にはCATVなどの動画へ誘導し、活用を図った。 ・市長目安箱の提案募集や結果の公表、e-モニターやメール情報配信サービスの会員募集など、情報の提供と市民意見の収集を連携させることにより、市民に開かれた広報・広聴活動を展開した。</p> <p>【②今後の課題と対応】</p> <p>・ICTの進歩に遅れがちな方や、視覚や聴覚に障害を持つ方、新聞未購読により広報紙が自宅に届かない方への情報の提供と市民意見の収集に関し、効果的な対応を図る必要が生じている。</p>	B	広報広聴課
情報の共有化による 市政参加・意見聴取	3	e-モニター制度、 市民ニーズ等 各広聴システムの活用	地域的な視点 情報政策的な視点 業務運営の視点	市民参加の行政運営には市民意見の収集と分析、施策への反映、施策実施後の意見収集という一連の広聴活動が不可欠である。 市では、ICTを使った簡易アンケートのe-モニター制度やメールによる市民ニーズシステム、手紙等による市政提言等により市民の意見を収集しているが、現状では各部署が独自に意見を収集・分析し、施策に反映させている状況である。 そこで、意見収集方法のさらなる工夫を検討するとともに、各広聴業務により収集した意見の一体的な管理と分析、施策への反映と公表といった一連の運用ルールをつくり、市民参加を促進する広聴活動を展開していく。	<p>《市長目安箱》</p> <p>市民意見の収集・分析・施策反映・公表までの一連の広聴活動について、運用ルールをつくり、市民に積極的に公表していく。</p>	→	→	→	→	<p>【①達成状況と成果】</p> <p>平成22年5月に市長目安箱事業を開始し、22年度末までに360件の投稿(提案29件)をいただき、うち4件を施策に反映できた。 ・6月からは移動市長室を再開し、22年度中に5地区で開催し、13件のテーマについて、意見・要望等をいただき、市民の身近な課題を共有し、それに対して対応を図ることができた。</p> <p>【②今後の課題と対応】</p> <p>・市長目安箱の提案以外の要望・意見や移動市長室のテーマに対する要望・意見についても、他の広聴システムとリンクさせて、一体的に取り扱えるよう、考慮する必要がある。 ・市長目安箱に寄せられる提案以外の意見・要望等は、ニーズシステムの市民意見との一体的な管理・分析・施策への反映を図るために、情報政策課で対応する。</p>	B	広報広聴課
				<p>《e-モニター制度・市民ニーズ等》</p> <p>市民意見の収集・分析・施策反映・公表までの一連の広聴活動について、運用ルールをつくり、市民に積極的に公表していく。</p>	→	→	→	→	<p>【①達成状況と成果】</p> <p>e-モニター制度は21件のアンケートを実施し、回答率は全体で43.9%であった。市民ニーズは2934件の投稿があり、毎年ほぼ一定の水準になっている。</p> <p>【②今後の課題と対応】</p> <p>マーケティングの円滑な運用が図られるよう、引き続き運用ルールづくりをすすめることが課題。今後は市民目線に立った市民本位の行政運営を実現するため市民からの提案や意見を一元管理して、整理・分析し、政策決定や事業改善に生かす仕組みづくりに取り組む。e-モニター制度は、市民のニーズを施策につなげていくため、登録会員の拡大を図りつつ継続実施していく。</p>	B	情報政策課	

2.変化に対応できる行政運営

構成要素	通番号	プログラム名	改革の視点	プログラムの概要 (平成22年4月1日現在)	計画期間における目標 (22年度～25年度)	25年度までの進め方				22年度取組内容に対する ①達成状況と成果 ②今後の課題と対応	プログラムの 取組状況	所管
						22年度	23年度	24年度	25年度			
(持続力・安定) 財政基盤の構築	4	定員管理の適正化	人的な視点 財政的な視点 業務運営の視点	平成10年10月に定員適正化計画を策定し、これまでに3回の計画、12年にわたり定員適正化に取り組んできた。その結果、平成10年度4,073人に対し、平成22年度までに3,375人と職員698人の減、職員人件費42億円の減となり、「1つの区切り」をつけた。 平成22年4月2日以降は、第2次定員適正化計画のフォローアップとして、計画未達成の解消を目標に定員管理を行う。 また平成23年度以降も、市川市が定員関係で抱える課題を整理したうえで、今後も効率的かつ効果的な行政運営を行うために、定員適正化に取り組む必要があるものである。	定員管理の適正化	→	→	→	→	<p>①達成状況と成果</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成22年4月2日以降は、第2次定員適正化計画のフォローアップとして、計画未達成の解消を目標に定員管理を実施。その結果、平成23年4月1日までに、60人の削減、達成率は92.4%となった。次期定員適正化計画の策定にあたっては、まず市が抱える課題を抽出した。 市が抱える課題として、「歪な年齢構成」「再任用職場の確保」「高齢期雇用問題」「地方分権改革による業務量増の可能性」がある。 これらを踏まえ、 (1)今までの定員適正化の成果を踏まえ、今後も効率的かつ効果的な行政運営を行うために、更なる定員の適正化に取り組む。 (2)重要施策や新たな行政課題を抱える部門には増員を図るなど、市の実情に応じたものとする。 (3)市民サービスに影響がでないことや、職員に過重の負担がかからないことに注意する。 (4)歪な年齢構成を解消するなど把握している課題に対して対策を講じる。 ことを今後の基本方針として定めた。 また、長期的視野にたった計画を策定するには、定年延長や地方分権改革などの変化の内容が不確定であるため、本計画については、2年間の短期計画とし、削減目標値を60人とする第3次定員適正化計画を策定した。 <p>②今後の課題と対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 第3次定員適正化計画に基づき、計画的に定員管理を行う。 また、現在の地方自治体を取り巻く環境には、定年延長を想定した国の公務員制度の変更の影響や、地方分権改革による市業務量の増大の可能性など、流動的な要因が含まれている。 次期計画を策定するために、こうした環境の変化に対する課題の解決を行う。 	B	行政改革推進課
(持続力・安定) 財政基盤の構築	5	給料表の水準の点検	人的な視点 財政的な視点 業務運営の視点	職員の給料表については、国から常に国家公務員の給料表の水準に合わせるよう指導されている。 その際にはラスパイレース指数により比較されるが、国家公務員を100とした場合の本市のラスパイレース指数は平成21年4月1日現在で103.6であり、県内3位である。 このため、給料表の水準を再点検するとともに、今後の退職者の増加による指数への影響や定期昇給の調整の要否などについて点検していく必要がある。	ラスパイレース指数を100に近づける。 【目標設定時】平成21年度ラスパイレース指数：103.6	→	→	→	→	<p>①達成状況と成果</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市と国や他の地方公共団体の人事・給与制度を比較して、ラスパイレース指数が上昇した原因を調査、研究した。(平成22年4月1日現在で104.0) <p>②今後の課題と対応</p> <ul style="list-style-type: none"> その上昇原因に対して、どのような対応が目標達成へ一番効果的なのかを調査検討し、労働条件の変更に伴うことについては、職員組合と協議をして目標の達成を図っていく。 	B	職員課
(持続力・安定) 財政基盤の構築	6	特殊勤務手当等諸手当の見直し	財政的な視点	特殊勤務手当は、本来、同一の給料表の適用を受ける職員間で、その職務内容や職種の違いによる差を給料につけるための制度であったと考えられるが、現在では民間と比較し、特殊性がないとの指摘を受けている。 このことから、市民の理解が得られる内容とするため、全手当について改めて点検を行い、真に必要なとされる手当内容に改正する必要がある。	全ての特殊勤務手当について、再度その必要性の点検を行い、見直し、整理を行う。	→	→	→	→	<p>①達成状況と成果</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成22年度から、35手当のうち7手当については廃止(うち4手当については2年間の経過措置つき)して25手当とした。また、7手当を月額支給から日額支給へと変更した。 <p>②今後の課題と対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 25手当についてその必要性を、他市の状況などをみながら点検をし、職員組合と継続的に協議をして、随時見直しを図り、整理をしていく。 	B	職員課
(持続力・安定) 財政基盤の構築	7	技能労務職員の給与水準の見直し	人的な視点 財政的な視点 業務運営の視点	自動車運転手、清掃職員、用務員、給食調理員などの技能労務職員については、その職務内容が民間の同種の従業員と同様であるにもかかわらず、給与が高額であるとの指摘を受けている。 市川市を始め各地方公共団体は、これまでに「技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組み方針」を策定し、見直しに向けた方向性を示したところであるが、今後、この取組み方針の実行に向け、具体的な方策を講じていく必要がある。	給料表、諸手当について、国の技能労務職員の水準に近づけるよう見直しを行う。	→	→	→	→	<p>①達成状況と成果</p> <ul style="list-style-type: none"> 給料水準の見直し 人事院勧告に準拠し、 平均給料月額＝△0.1%(△345円/1人) 期末勤続手当＝△0.2月(4.15月→3.95月) 特殊勤務手当の見直し 特殊勤務手当35手当のうち7手当(土日勤務手当、給食調理手当等)を廃止(うち、4手当は経過措置2年) 平成22年度影響額：10,954千円 <p>②今後の課題と対応</p> <ul style="list-style-type: none"> まずは技能労務職員の将来像や必要性を行政改革推進課、人事課、所管課と共に見極めながら、国の技能労務職員の俸給表への移行も視野に入れた給与水準の見直しを行う。また、労使代表による「現業職員のあり方検討会」も継続協議していく。 	B	職員課

構成要素	通番号	プログラム名	改革の視点	プログラムの概要 (平成22年4月1日現在)	計画期間における目標 (22年度～25年度)	25年度までの進め方				22年度取組内容に対する ①達成状況と成果 ②今後の課題と対応	プログラムの 取組状況	所管	
						22年度	23年度	24年度	25年度				
(持続力・安定) 財政基盤の構築	8	市税収納率の向上	情報政策的な視点 財政的な視点 業務運営の視点	昨今の経済情勢などの悪化が企業業績や雇用に影響し、税収が落ち込むことが予想される。 一方で、納税が困難な低所得者の方々への配慮と、納税資力があるにもかかわらず納税しない悪質滞納者を見極める必要がある。 税負担の公平性と徴収の効率性を保ちつつ、収納嘱託員の即応性を活かした効率的な訪問徴収、及び公売対象物件の抽出を強化し、市税収納率の維持向上に努める。 また、収納面においては、コンビニ納付、電子納付などの更なる整備を図るなど収納率の向上を目指す。	景気悪化により収入が減っており、納税環境は急速に悪化している。 滞納者に対する臨機応変で柔軟な収納対策を講じることで、平成22年度以降収納率91.0%の維持向上に努める。 【目標設定時】平成20年度 市税収納率：92.1%	→	→	→	→	<ul style="list-style-type: none"> ・市税収納率 91.0% ・市税収納率 92.6% ・市税収納率 92.8% ・市税収納率 93.0% 	<p>【①達成状況と成果】</p> <p>22年度においては、現年分の徴収強化を継続するとともに、滞納処分を重点的に行った結果、現年収納率は97.9%、滞納処分率は係争中であった大口案件の解決及び滞納処分の強化により26.5%となり、市税全体で92.7%を達成できた。</p> <p>【②今後の課題と対応】</p> <p>長引く経済の停滞並びに先の震災の影響により、滞納者の増加が予想されますが、今後も滞納者に対する働きかけ、滞納処分の強化を図り、一層の収納率向上に努めてまいります。</p>	B	債権管理課
(持続力・安定) 財政基盤の構築	9	公債費の抑制	財政的な視点	将来債務を累増させない範囲で市債の有効活用が図れるよう、現債額、償還額に留意した市債発行を行なう。 地方債協議制における判断基準であり、財政健全化法における健全化判断比率もとなる実質公債費比率について、国基準(早期健全化基準25%、財政再生基準35%)を上回る目標値を設定し、公債費の抑制を図る。	交付税算入額を控除しない実質公債費比率を15%未満に抑制する。	→				<p>【①達成状況と成果】</p> <p>・本市22年度決算における当該値は11.9%である。</p> <p>【②今後の課題と対応】</p> <p>【今後の課題】</p> <p>今後の財政収支を見込む中期財政見通しでは、平成24年度の普通建設事業費が大きくなることを見込まれていることにより、市債発行額及び公債費が増加すると予測されていること。</p> <p>【今後の対応】</p> <p>今後も本市の財政力を量りながら市債発行額及び公債費負担額に留意していく。</p> <p>【25年度までの進め方の修正】</p> <p>・実質公債費比率は全国統一の算定式により算出されるが、本市のように普通交付税不交付団体に於いてさえも、基準財政需要額に算入される額を分母及び分子から控除することから、数値が本市の公債費負担の実体を必ずしも表していないため、実質公債費比率の分母・分子に基準財政需要額算入額を加算して算出した比率「交付税算入額を控除しない実質公債費比率(単年度)」を公債費管理のための本市独自の指標として採用した。</p> <p>・目標値としては地方債協議制において健全段階とされている18%未満よりもさらに厳しく15%未満とした。</p>	B	財政課	
(持続力・安定) 財政基盤の構築	10	経常収支比率の数値目標の設定	財政的な視点	世界的景気の低迷や扶助費の増大等により指数の悪化が見込まれる経常収支比率について、長期的な数値目標を設定し、財政規律の保持及び学校等耐震化、道路・公園の整備費などの財源確保に努める。	経常収支比率を87%台に回復する。 【目標設定時】平成22年度 (当初予算) 経常収支比率：92.9% 【目標改定時】平成22年度 (決算) 経常収支比率：90.9%	→	→	→	→	<ul style="list-style-type: none"> ・経常収支比率 85%以内 ・経常収支比率 87%台 	<p>【①達成状況と成果】</p> <p>【達成状況】</p> <p>・22年度決算数値は90.9%。 ・20年度86.9%、21年度88.9%と2年続けて2.0ポイント悪化している。</p> <p>【成果】</p> <p>・不況による税収の減少や扶助費の増加を吸収した上で、さらに経常収支比率を改善させていくほどの有効な手立てを講じることは出来ておらず、財政構造の硬直化が進行している。</p> <p>【②今後の課題と対応】</p> <p>【今後の課題】</p> <p>・ここ数年の最大の悪化要因は扶助費の伸びであるが、今後は伸びの鈍化を期待したい。但し、減少に転じることは考えにくいこと。</p> <p>・景気は底に近いと思われることから、景気の上昇に伴う市税収入の伸びを期待したいこと。</p> <p>【今後の対応】</p> <p>・歳入面では、広告料収入や未利用公有財産の活用により増収を図る。</p> <p>・歳出面では、職員及び臨時職員の適正配置や、アウトソーシングの有効活用により効率的な行政運営を進め、経費の縮減に努める。</p> <p>【25年度までの進め方の修正】</p> <p>・経常収支比率の目標値は従来から85%としてきたところである。</p> <p>・現状からすると直ちに85%に回復させることは現実的でないことから、23年度に公表した「財政運営指針」では、25年度までに87%台に回復、その後85%を目指すこととした。</p> <p>・よって、「85%以内」を「87%台」と修正したい。</p>	B	財政課

構成要素	通番号	プログラム名	改革の視点	プログラムの概要 (平成22年4月1日現在)	計画期間における目標 (22年度～25年度)	25年度までの進め方				22年度取組内容に対する ①達成状況と成果 ②今後の課題と対応	プログラムの 取組状況	所管
						22年度	23年度	24年度	25年度			
(持続力・安定) 財政基盤の構築	11	基金現在高の 数値目標の設定Ⅰ	財政的な視点	急激な収入減や支出増など、年度間における財源の不均衡を調整すること、また、予備費では対応できない大災害などの不測の事態に対応できる安定した財政基盤を整えるため、100億円の基金残高を目指すに当たり25年度末残高を80億円とする。	財政調整基金の25年度末残高を80億円とする。 【目標設定時】平成21年度末(見込み) 財政調整基金：65.1億円	25年度末残高 80億円に向けて積立又は維持				【①達成状況と成果】 【達成状況】 ・22年度末残高は8,105,093千円。 ・22年度は1,362,164千円残高を純増させた。 【成果】 ・残高を13億円余り増加させたことは、財政基盤の強化に寄与するものである。 【②今後の課題と対応】 【今後の課題】 ・22年度は残高を1,362,164千円増加させることができたとは言え、21年度には残高を1,370,485円減少させたように、増加させることが出来るか、取り崩すほかにないかは収支の状況次第で決まり、流動的であること。 ・財政の硬直化が進む中、積み立てを続けることが出来るかということ。 ・25年度には臨時財政対策債の発行が0となることから、代替財源として財政調整基金の取り崩しを行わざるを得ないと予測されること。 【今後の対応】 ・主に災害復旧関連経費を計上した23年度6月補正予算では、財政調整基金を230,342千円取り崩し対応することができた。 ・今後においても災害等不測の事態に早期に確実に対応していくには、財政調整基金残高が確保されていることが不可欠である。 ・よって、収支バランスの調整だけでなく災害対応等大きな役割を担う財政調整基金については100億円を目指し残高を確保していく。	B	財政課
(持続力・安定) 財政基盤の構築	12	基金現在高の 数値目標の設定Ⅱ	財政的な視点	職員の大量退職等に伴う退職給与費の負担増を考慮し、各年度における負担の平準化を図るため、退職者数がピークとなる平成27年度の前年度から基金の活用(取り崩し)が行えるよう、55億6千万円を目標として、退職手当基金に毎年度3億円程度の積み立てを行う。	退職手当基金の4年間の積立額(純増額)を12億円とする。 【目標設定時】平成21年度末(見込み) 退職手当基金：45.8億円	目標：3億円 実績：7億円	・3億円	・2億円	・0億円	【①達成状況と成果】 退職手当の支出の平準化を確実に図るため、当初の3億円目標より前倒しして、平成22年度においては7億円の積み立てを実施。 【②今後の課題と対応】 目標である12億円までの残り5億円について、平成23年度及び平成24年度にて積み立てていく。	B	財政課 職員課
(持続力・安定) 財政基盤の構築	13	使用料手数料の見直し	財政的な視点	応益性、公平性の観点から適切な額の設定がなされているか、概ね3年毎に調査・検証を行い、社会経済情勢等に見合った使用料・手数料額の保持を図る。	使用料条例、手数料条例の規定サイクルに基づき、平成24年度に前年度決算に基づくコスト計算、他市類似施設との料金体系の把握調査を行う。	(21年度に見直し実施済) ・調査、検証				【①達成状況と成果】 平成21年度の見直し結果を踏まえ、今後の課題等について検討を行い、次回見直し(平成24年度)の基本的な方向性を定めた。 【②今後の課題と対応】 【今後の課題】 現行の使用料・手数料算出基準については、策定から10年以上経過しているため、現行基準が社会経済情勢に見合ったものであるか検証する必要があること。 【今後の対応】 現行の使用料・手数料の算出基準について検証し、その結果を次回の使用料・手数料見直し(平成24年度)に反映させることで受益者負担の適正化を図る。	B	財政課
(持続力・安定) 財政基盤の構築	14	民間委託等の推進	財政的な視点 業務運営の視点	本市では、時代のニーズにあった業務運営を進め、最小のコストで最大のサービスを実現し一層の市民満足度の向上を図るため、従来より「アウトソーシング基準(平成16年12月3日)」において、民間委託等について積極的に進めてきたところである。 今後も、公共サービスを「公でなければできない業務」、「公で行うことが望ましい業務」、「公共サービスであっても民でもできる業務」という区分により、民間委託等を推進していくものである。 本プログラムにより、持続力ある安定した財政基盤の構築に取り組み、「変化に対応できる行政運営」を実現する。	業務委託、指定管理者制度、NPO等との協働などの推進	民間委託等の検証				【①達成状況と成果】 ・平成16年度に策定された「業務改善計画」に記載されている業務や施設の、業務改善に向けた取組状況を調査した。その結果、計画どおりに民間委託化、指定管理者制度移行等が実施されたのが66%、計画内容を変更して実施したのが7%、計画を大幅に修正したり断念したのが12%、計画未達成が15%であった。 【②今後の課題と対応】 ・定年延長を想定した国の公務員制度の改正や地方分権改革による市の業務量増大の可能性などが高まってきている。 ・業務改善計画において、計画どおり実施された割合が66%にとどまった理由の一つが、こうした課題を背景に、サービス提供のあり方を再検討する必要があることにある。 ・こうしたことを踏まえながら、「アウトソーシング基準」や指定管理者制度の活用について検証を行う。また検証結果を基に、平成24年度末までに基準や制度の見直しを行う。	B	行政改革推進課

構成要素	通番号	プログラム名	改革の視点	プログラムの概要 (平成22年4月1日現在)	計画期間における目標 (22年度～25年度)	25年度までの進め方				22年度取組内容に対する ①達成状況と成果 ②今後の課題と対応	プログラムの 取組状況	所管
						22年度	23年度	24年度	25年度			
組織の 経営機能強化	15	各部の効率的な 行政運営	業務運営の視点	本市ではこれまでも、各部を自立的な経営 体と見なし、効率的な行政運営に取り組むことで、 組織の経営機能強化に取り組むとともに、行政を 利用する側の利便性の向上につとめてきている。 今後も庁内分権を進め、日常業務や市川市政 全体の方向性の中から、業務フロー等を見直 し、適切に改善につとめながら、各部の効率的 な行政運営の構築を図り、「変化に対応できる 行政運営」を実現するものである。	各部の効率的な行政運営の 確立	→	→	→	→	<p>【①達成状況と成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成23年度の組織改正にあたっては、近年の社 会経済情勢を大変厳しい財政状況の背景を考慮 し、また市民から指摘のあったわかりづらい名称の 改善に取り組むことが課題となった。 その結果、組織改正の基本的な考え方を、①厳し い財政状況を踏まえ、スリムで効率的な実行力あ る組織、②新たな基本計画に掲げる重点施策を確 実に推進する基盤となる組織、③市民にわかりや すく、使いやすい市役所、とし組織改正を行った。 <p>【②今後の課題と対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成23年度組織改正直後に起った東日本大震災 の影響を受け、この実体験を生かした危機管理体 制の構築が課題となっている。 市を取り巻く環境を熟慮しながら、新たな課題に 対応した組織機構の構築を検討していく。 	B	行政改革推進課
組織の 経営機能強化	16	市政戦略会議への諮問・答申	業務運営の視点	市政戦略会議を設置し、行財政改革を含め、 事業仕分けの実施や新たな市民サービスの開 始に対する助言・提言を行っていただくことによ り、本市の行政機能・役割の検証と新たな価値 の創造を目指していく。	市政戦略会議の設置及び運 用	→	→	→	→	<p>【①達成状況と成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「市川市市政戦略会議設置条例」を平成22年10 月1日に施行し、市川市市政戦略会議を発足させ た。 平成22年10月1日に市長より諮問を受け、諮問 事項の一つである「事業仕分け」を、平成22年10 月23日、24日に実施、平成22年11月18日にその結果 を答申した。 これまでの行財政改革の視点に市政戦略の視 点を加えて審議する附属機関である市政戦略会議 の今後の答申が、組織の経営機能強化の一つとな ることが期待される。 <p>【②今後の課題と対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 残りの諮問事項【(1)行財政改革①市民と直接 接する市の窓口のあり方について、(2)施設のあり 方について、(3)市民との協働による行政サービス について、②重要施策(産業振興、子育て支援、ま ちづくりなど)の進め方について】への対応 順次答申がなされることに加え、充実した審議と なるよう対応していく必要がある。 	B	行政改革推進課
組織の 経営機能強化	17	外郭団体への 関与の見直し	人的な視点 財政的な視点 業務運営の視点	本市では、市の直営では十分に市民ニーズに 対応しきれない公益性の高い業務について、公 社、財団法人等の外郭団体を設立し、その業務 を担わせることで、市と密接に連携しながら、民 間であることの柔軟性、機動性を生かしたより 質の高い公共サービスを提供することに努めて きている。 今後も厳しい財政状況や社会情勢の変化に 的確に対応していくため、本市及び市と密接に 連携しながら公共サービスを提供している外郭 団体を含めて、業務運営の見直しを図る必要が 生じてきている。 本プログラムでは、市側、団体側の双方から 経営改善に対する具体的な目標を提示し、中期 の計画を立て外郭団体の経営強化に努めると ともに、本市の団体への関与も見直し、双方の経 営機能強化を実現するものである。	関与の見直しに伴う外郭団 体の評価サイクルの構築	→	→	→	→	<p>【①達成状況と成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成22年1月に、外郭団体見直し指針を施行させ た。 この指針は、これまでの取組みや、団体を取り巻 く環境の変化を踏まえ、外郭団体の設立意義に立 ち返り、市として各団体に対する人的支援・財政的 支援等について組織的に見直すとともに、経営主 体である各団体自らが積極的な改善・改革を実施 することにより、効率的な経営体制を確立するこ とができるよう策定したものであり、平成25年度ま でを集中取組期間に位置づけ、外郭団体自らが取 組むべき事項と本市の適切な関与のあり方につ いて明らかにしていくこととしている。 <p>【②今後の課題と対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成25年度までを期限とする新公益法人への以 降については、本市対象外郭5団体のうちの3団体 が未移行である。今後も指針に基づいて引き続き 指導に取り組んでいく。 	B	行政改革推進課
職員の 意識改革・積極行動	18	勤務評定制度の見直し	人的な視点 業務運営の視点	現行の勤務評定制度は、平成11年度に評価 項目を細分化するなどの大幅な改正を行い現 在に至っている。 本プログラムでは、人事院勧告における「能力 及び実績に基づく人事評価への転換」をふまえ ながら、現行の勤務評定制度の評価基準に能 力や成果をより多く取り入れ、新たな人事評価 制度を構築していくとともに、その評価結果を給 与や昇任などの処遇および人材育成へと活用 していくことにより、「変化に対応できる行政運 営」の実現を目指す。	新たな人事評価制度の構築	→	→	→	→	<p>【①達成状況と成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 22年度については国家公務員における新たな人事 評価制度の取り組みの状況および先進事例を持つ 自治体の実施状況、人事評価制度構築実績のある 企業などについて調査を行った。 <p>【②今後の課題と対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後はこれまで調査した制度を参考として、現行制 度との比較、問題点の抽出を行い、今後目指すべ き職員像とのすり合わせを行ったうえで、新たな人 事評価制度の構築をしていく。 	B	人事課
職員の 意識改革・積極行動	19	人材育成の推進	人的な視点 業務運営の視点	市川市では、地方分権時代にふさわしい行政 運営を担う職員を育成するため、「市川市人 材育成基本方針」を策定し、「職場で伸ばす」 「制度で伸ばす」「自ら伸びる」という3つを柱とし た体制づくりと職場の意識改革を進め、人事制 度の改正に合わせ新しい研修体系の確立に向 けて検討を進めてきた。 本プログラムでは、これまでの経験の蓄積を 活かし、社会環境の変化と組織の現状をふま えつつ、自らの役割を認識し、積極的・意欲的 に行動できる職員の育成を目指すとともに、組織 が一体となり、日々の仕事を通じて人材育成に 取り組む体制づくりを推進する。	①研修計画の見直しを行い、そ れに基づいた人材育成を推進 する。 ②職場研修(OJT)を強化し、 育成的組織風土づくりを支援す る。	→	→	→	→	<p>【①達成状況と成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 研修計画については研修実施後の調査により、 研修の成果・効果、または課題について検証を進 めたが、人事制度と関連付けた具体的な研修計画 の見直しには至らなかった。 職場研修(OJT)については、各部署への継続的 支援や職場研修推進員との連携強化を図った。特 にOJT計画書及び報告書の様式変更により、各 部署の具体的なOJT活動の把握に努めた。 <p>【②今後の課題と対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 研修計画については、人事制度の改正などの動 きを視野に入れながら、現況を踏まえた実践的 研修を目指し引き続き計画見直しを進める。 職場研修の強化については、各所属長や職場研 修推進員との連携を図りそれぞれの職場に必要な スキルアップを目指し職場内での情報共有を支援 し、育成的組織風土づくりを推進する。 	F	人事課 (人材育成 担当室)

3.成果を重視した行政運営

構成要素	通番号	プログラム名	改革の視点	プログラムの概要 (平成22年4月1日現在)	計画期間における目標 (22年度～25年度)	25年度までの進め方				22年度取組内容に対する ①達成状況と成果 ②今後の課題と対応	プログラムの 取組状況	所管	
						22年度	23年度	24年度	25年度				
経営資源活用の 選択と集中	20	新たな行政評価制度 の構築	財政的な視点 業務運営の視点	地方分権のさらなる進展、厳しい財政状況、高度化・多様化する市民ニーズなど、行政を取り巻く環境は、これまでも増して大きく変化してきている。 今後一層効率的で効果的な行政運営を進めていくためには、より厳正な施策の選択と資源の集中を行い、事務事業の計画的な展開を図る必要がある。 本プログラムでは、有効な手法の一つとして新たな行政評価制度を構築し、経営資源活用の選択と集中を図り、「成果を重視した行政運営」を実現するものである。	新たな行政評価制度の構築と運用				構築	運用	【①達成状況と成果】 ・平成22年10月23日、24日に「市政戦略会議」において、事業仕分けを実施した。この事業仕分けにおいて20事業25項目について概要説明書を作成し、外部評価を実施した。 ・新たな行政評価の対象を事務事業から、基本計画に沿った施策単位で評価することとした。 【②今後の課題と対応】 ・基本計画と事務事業の体系付け ・ひとつの「小分類」施策で対応できない施策の評価単位の設定 ・基本となる予算事務事業の「見える化」	B	行政改革推進課
窓口・施設の 利便性向上	21	窓口対応の向上	業務運営の視点	全庁的に改善活動(ソフト面)に取り組むとともにそのための組織横断的な対策や支援を行い、市民目線での窓口の利便性や対応の向上を図る。 また、接遇対応マニュアルや基本的事項の徹底を図りながら、段階的に実行度を高めるための具体的な支援を行う。	接遇や折衝能力向上のための研修を実施するとともに、各課業務における対応上の課題点を明らかにして具体的な「応対改善計画」を作成、市民の期待に沿う窓口対応の向上に取り組む。 また、接遇対応マニュアルや基本的事項の徹底を図りながら、段階的に実行度を高めるための具体的な支援を行う。				初級管理職等を対象に、組織改善研修を実施、応対改善策を検討させ、改善行動の意識を強化。 ・全庁的な改善活動の推進方法を検討。 ・各課の窓口対応向上に向け、強化月間に伴う意識調査を実施し、改善のための研修を継続的に実施 ・基本事項を徹底、全体レベルの底上げを図るための全庁的な方策を検討する。 ・各職員の窓口対応向上意識を目指し継続的な啓発活動を実施 ・基本事項を徹底、全体レベルの底上げを図るための全庁的な方策を策定する。	窓口対応向上策の実施、検証	【①達成状況と成果】 ・組織改善については、職場研修推進員研修及び各課の窓口対応向上研修を実施し、意識強化を図った。 ・全庁的な取組みとしては、さわやか運動の継続実施により窓口対応の向上を図った。 ・接遇指導者養成講座を13名の職員が受講し、各職場における接遇対応上の意識を高めた。 ・初級管理職の民間派遣研修を検討したが受入先の状況等により実現に至らなかった。 【②今後の課題と対応】 ・これまでの取組みにより窓口対応の向上について一定の成果はあがっているが、より各職場の実状にあった市民対応向上のための取組が必要。各職場の対応の問題点を洗い出し、より効果的な窓口対応向上策の実施しなければならない。	B	人事課 (人材育成担当室)
窓口・施設の 利便性向上	22	使いやすい庁舎づくり	業務運営の視点	①庁舎の狭隘化等への対応 庁舎の分散化が進み、耐震不足、老朽化などの課題もあることから、これらの課題を解決し、業務の効率化や市民サービスの向上を図るための方策を検討する。 ②適正な庁舎管理手法の確立 庁舎の適正管理と計画的な維持保全を行い、市民サービスの向上を図るため、庁舎の長期保全計画を策定する。 ③現本庁舎における利便性の向上を図る。	年次計画に沿って実現を目指し、庁舎の利便性の向上を図る。				第一段階として、庁舎の状況(老朽化、狭隘化等)を把握し、庁舎保全台帳整備のための基礎資料を作成。 ・市民課に、プライバシーに配慮した応接ブースの増設、並びに第一委員会室の改修 ・庁舎保全台帳整備のための基礎資料作成 ・庁舎保全台帳の整備 ・長期保全計画の策定、運用	長期保全計画の運用	【①達成状況と成果】 ・庁舎保全台帳整備のための基礎資料を作成する予定であったが、着手できなかった。 ・利便性向上のため市民課にプライバシーに配慮した応接ブースの増設、並びに第一委員会室の改修などを計画通り行った。 【②今後の課題と対応】 庁舎保全台帳については、22年度に基礎資料の作成までいたらなかったことから、23年度には、資料収集、台帳整備を行う。また、庁舎の老朽化により計画的な改修をする必要があり、現在、検討している。庁舎整備との整合性を図りながら、庁舎の適正管理と維持保全に努めていく必要がある。	B	管財課